

論文の内容の要旨

論文題目 監視・監督義務違反に基づく取締役の会社に対する責任について

氏名 笠原武朗

本稿は、株式会社取締役の監視・監督義務違反に基づく会社に対する責任について検討するものである。

取締役会は代表取締役等に対する監督機関であるが、代表取締役と取締役会の権限の関係に関する並立機関説と派生的機関説とでは説明の仕方が異なる。しかし、いずれにしても、そのような監督機関の構成員である取締役は代表取締役等の業務執行一般に及ぶ監視義務を負っているという理解にはほぼ異論がない。

しかし、近時のコーポレート・ガバナンスに関する議論においては、取締役会の監督機能がより重視され、取締役会は会社経営全体のあり方を決める重要な主体となることが求められている。そのことを端的に示すのが、内部統制システムに関する取締役会の役割に対する期待である。このような変化は、取締役会・取締役の監視・監督の対象が、単に二六〇条一項が規定するような取締役の業務執行に止まらず、会社経営全体に及ぶようになってきていることを意味している。本稿では、このような取締役会の役割を、業務執行ラインの上位者として会社経営全体に対する監督の職責を負う代表取締役等に対する監視の職責に基づくものとして理解するのではなく、取締役会と代表取締役の権限の関係を派生的機関説に立って理解し、取締役会による監督は本来会社経営全体に及ぶべきものであると解するところから導いた。

以上のような役割を有する取締役会の構成員として取締役は監視・監督義務を負う。その違反に基づく責任についてであるが、従来、取締役の監視・監督義務違反に基づく責任が問題となる事例の殆どが小規模閉鎖会社における商法二六六条ノ三に関するものであったため、取締役の監視・監督義務の具体的内容とほぼ無関係に責任の有無に関する判断が為されるという問題点があった。そこで、アメリカ法を参考としつつ、責任の有無の判断のあり方とそこで義務の具体的内容をどのように考慮するのかについて検討し、また、義務の具体的内容を責任の判断に資するような形で整理することを試みた。

取締役が会社に損害を与えるべき他の取締役や従業員の行為について知っていた場合には、そこで採るべき是正措置を採らなかったことにより監視・監督義務の違反が認められる。次に、そのような行為について知らなかった場合には、それが知りうべきものであつ

たか否かについて問題となる。第一に、そのような行為の存在につき疑いを生ぜしめる事情を知っていたのに調査を為さなかったことにより監視・監督義務の違反が認められる。第二に、疑いを生ぜしめる事情も知らなかったが、取締役が普段果たすべき義務を果たしていなかった場合にも監視・監督義務の違反が認められる。以上のように、採るべき是正措置を採らなかったこと、調査を為さなかったこと、普段果たすべき職責を果たしていなかったことが監視・監督義務違反の内容を構成し、それは損害の賠償を請求する原告の側が立証しなくてはならない。これに対して、取締役の監視・監督義務違反が認められれば、そのような義務違反と会社に生じた損害との間の事実的因果関係は経験則上推認され、従って事実上推定されると考える。事実的因果関係がないことを意味する事情、まず被告取締役の側が主張し、因果関係の存否を真偽不明としなくてはならない。

以上のように整理すると、監視・監督義務の具体的内容を、普段果たすべき義務、調査義務、採るべき是正措置とに分けて整理する発想が生まれる。まず、取締役が普段果たすべき義務として、取締役は、取締役会に出席し、そこで与えられる情報を把握し、会社の財産状態や業務について一般的な知識を得ておかなければならない。問題は、取締役が与えられる情報の正確性についてどの程度コミットしなければならないかであるが、ある程度以上の規模の会社においては、取締役が以上のような職責を果たしているだけでは不十分であり、内部統制システムに関する取締役の義務を考えることが不可欠となる。次に、取締役が疑いを生ぜしめる事情を知っていた場合における調査の義務である。何が疑いを生ぜしめる事情かは場合によるとしか言えないが、例えば金融機関等において、その監督機関が従前から内部統制システムの不適切さを指摘していたとすると、そのような指摘については取締役は当然知っているはずか、あるいは普段果たすべき義務の履行上知っていなくてはならない事項であり、監督機関による指摘が疑いを生ぜしめる事情としての意味を持つことがある。最後に、採るべき是正措置の問題である。基本的には取締役会を通じての是正措置を採ることが求められるのみであるが、特に金融機関などにおいては、取締役会を通じない個人的な是正の試みを為すことを求められる場合も考えられてよいのではないだろうか。

次の問題は、監視・監督義務違反の場合に典型的に現れる、責任を負うとされた各取締役が負うべき責任額の問題である。商法二六六条一項は取締役の「連帯」責任を定めるが、これは、責任を負うとされた各取締役が常に全額についての責任を負うことを意味すると解されている。しかし、結果的に取締役に過度に酷な結果をもたらすことがあるという認識から、各取締役が負うべき責任額に様々な差を認めるべき提言や解釈論が出されている。そこで、まず商法二六六条一項の「連帯」の意義について検討した。

商法二六六条一項の沿革、あるいは従来 of 学説・裁判例はこの点について考えるための材料を提供してくれない。そこで、本稿では、共同不法行為に関する議論とアメリカ法の考え方を参考として、商法二六六条一項の意義として以下のように考えるべきことを提案した。各取締役に損害発生ないしその危険性の認識・認容という事情が認められる場合に

は、商法二六六条一項は、各取締役の任務懈怠と会社が被った損害との間の事実的因果関係、相当因果関係＝民法四一六条を個別的に考えることを不要とし、また、「寄与度」減責の理論の適用可能性自体を排斥する。これに対して、そのような事情がない場合については、各取締役について個別的な事実的因果関係、相当因果関係＝民法四一六条が存在することが責任の要件となる。また、「寄与度」減責の理論の適用可能性自体は排斥されない。

以上のような商法二六六条一項の意義に関する理解を前提として、各取締役の責任額が異なる可能性について検討した。まず、相当因果関係＝民法四一六条＝予見可能性の問題として各取締役の責任額が異なる可能性であるが、各取締役に損害発生ないしその危険性の具体的な認識・認容がある場合には、予見可能性に基づき各取締役の責任額が異なる可能性はない。それ以外の場合については、各取締役の予見可能性により責任額が異なる可能性がある。

次に、生じた損害についての各取締役の関与の度合いとしての「寄与度」に基づく減責の可能性について検討した。まず、民法学説における複数不法行為者の「寄与度」減責に関する議論を整理することを試みた。「寄与度」減責は、各行為者の「寄与度」が「量的」に把握できる場合とできない場合（「質的」に把握される場合）とに分けて考えられる。「量的」把握が可能な場合については減責の可能性が広く認められているが、「質的」把握のみが可能な場合については、過失の程度に著しい差がある場合等に公平の見地から減責を認めるべき場合があるとするのが一般的な考え方である。

以上のような「寄与度」減責の理論と商法二六六条一項の意義とを前提とすると、各取締役の関与の度合いが「量的」に把握できる場合には、そのような「量的」把握を基礎とする「寄与度」減責の可能性が広く認められることとなる。例えば、一連の違法行為があり、その各違法行為のレベルで見れば各取締役につき義務違反が認められる時期ないし期間が異なるが、その一連の違法行為を理由とする一体的な損害が生じた場合が考えられる。このような場合には、各違法行為の量的・数的な把握を参考としつつ各取締役の損害に対する寄与の度合いを考え、それに基づく法的評価としての「寄与度」減責を行う可能性を広く認めてよいと思われる。

また、各取締役の関与の度合いが「質的」にのみ把握できる場合、すなわち、各取締役の関与の度合いの差が過失や義務違反の態様といった点でしか認められない場合についても、本稿では、過失に基づく監視・監督義務違反取締役については「寄与度」減責を認めるべきことを提案した。取締役会の監督機能の重視により、取締役の監視・監督義務の内容も拡大している。そのような義務を前提として責任の有無が判断されると、会社に損害を与える直接の行為からより離れた、非難可能性の小さい者にも責任が認められる可能性が高くなる。そのような者に関しては、取締役の対会社責任の文脈では例外的取扱いを考えるべき事情があるように思われる。それは、株式会社においては、資本の集中と企業活動の巨大化により、取締役の会社に対する責任の額が非常に巨額のものとなることからである。そのような非難可能性と責任額とのアンバランスは、本来取締役間の求償に

より解消されるべきものであるが、求償は非現実的である。監視・監督義務の履行に向けたインセンティブを損ない、取締役の監視・監督義務を課した商法の趣旨を没却することになるのではないかという批判が考えられるが、アンバランスな責任に裏打ちされた取締役の義務の履行が、取締役の非難可能性と均衡の取れた責任により裏打ちされた義務の履行よりも優れたものになるとは思われない。また、「寄与度」減責の可能性を全く認めないとすると、裁判所が義務違反の認定を過度に抑制し、本来何らかの責任が認められるべき取締役についても責任を全て否定するということになりかねない。

以上が、本稿の検討の要点である。